

様式第 31 の 2（第25条の 5 関係）（平 7 通産令57・追加、平15経産令72・一部改正）

【書類名】 外国語明細書

〔備考〕

- 1 「外国語明細書」は、第24条の 2 及び特許法第36条第 4 項に規定するところに従い記載する。
- 2 「【書類名】 外国語明細書」は、日本語で記載する。
- 3 その他は、様式第29の備考と同様とする。